

【資料1】

「印西市立図書館の運営のあり方について」答申（案）

印西市立図書館協議会

令和〇年〇月

目次

諮問書	2
答申前文	4
1. 「これまでの印西市の図書館」	5
2. 「図書館を取り巻く状況の変化」	5
3. 「図書館の特性」	6
4. 「印西市立図書館の特性」	7
5. 「図書館における指定管理者制度の経緯」	7
6. 「指定管理者制度のメリット」	9
7. 「指定管理者制度のデメリット」	11
8. 「図書館における指定管理者制度の状況」	12
9. 「図書館資料の充実について」	14
10. 「レファレンスサービスの充実について」	16
11. 「子どもの読書活動に対するサービス」	17
12. 「多様な利用者へのサービス」	18
13. 「情報提供及び利用促進」	18
14. 「職員体制について」	19
15. 「書庫スペースの確保」	20
16. 「図書館の配置」	21
17. 「図書館ボランティアとの連携」	21
18. 「運営主体について」	22

印西図第212号
令和4年11月8日

印西市立図書館協議会 様

印西市立大森図書館
館長 秋谷 守

印西市立図書館の運営のあり方について（諮問）
このことについて、図書館法（昭和25年法律第118号）
第14条第2項より下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

印西市立図書館の運営のあり方について

2 諮問理由

（1）趣旨

印西市立図書館は、地域における情報やコミュニティの拠点として、子どもから高齢者まで一人ひとりが自ら学び、生きがいや自己表現などにつながる生涯を通して学べる環境づくりのために、市内に図書館6館を整備し、図書館サービスの提供を行ってまいりました。

また、印西市では、「印西市公共施設等総合管理計画」及び「印西市公共施設適正配置実施方針」を踏まえ、各施設における集約化や複合化などの方策を具体的に推進していくための「印西市公共施設適正配置アクションプラン」が令和2年3月に策定され、その対策内容と実施時期として令和5年度から令和8年度までに、大森図書館・小倉台図書館について、「大規模改修終了後に指定

管理者制度の導入を進めます。」と挙げられています。そのような中で、令和4年8月には、印西市子どもの文化連絡会から「印西市のよりよい図書館運営のために指定管理者制度を導入しないでください。」という内容の要望書が、4,700人を超える署名と共に、市長、教育長に提出されました。

図書館においては、読書推進という役割に加え、市民生活の向上に貢献する様々な情報提供と学習支援を行い、地域の情報拠点として市民生活に役立つ施設となること。また、印西市に関する出版物や新聞記事など、地域に関する資料の収集、蓄積することが求められています。

(2) 審議事項

図書館の特性なども考慮しながら、図書館を取りまく状況の変化、新たな課題に対応した印西市立図書館の運営のあり方について（運営主体「直営、指定管理者、部分委託も含め」）諮問するものです。

令和〇年〇月〇日

印西市立大森図書館長 様

印西市立図書館協議会
委員長 倉沢 正則

印西市立図書館の運営のあり方について（答申）

令和4年11月8日付け印西函第212号で諮問のありましたこのことについては、「印西市立図書館の運営のあり方について（答申）」のとおり答申します。

1. 「これまでの印西市の図書館」

(1) 施設整備

印西市の図書館としては、昭和54年(1979年)の中央公民館図書室での図書貸出しから始まり、昭和57年(1982年)に移動図書室「あおぞら号」が導入され、公民館図書室と巡回図書が中心でした。

しかし、図書室としての集客力は少なく、自然と図書館のある近隣自治体を利用する方が多くなり、住民意識調査の中でも、図書館は望まれる施設として常に上位にあるという状況でした。

平成3年(1991年)の基本計画に図書館の整備が初めてうたわれ、その内容は、生涯学習社会のなか、住民の読書意欲に対応するため、図書館を整備し、きめ細やかな図書館サービスの提供を図るというものでした。

平成6年(1994年)10月に大森図書館(文化ホールとの複合館)が開館し、その後、平成7年(1995年)6月小林図書館、平成11年(1999年)2月そうふけ図書館、そして、平成12年(2000年)6月小倉台図書館が開館しました。

平成22年(2010年)3月、印西市・印旛村・本埜村合併により新「印西市」が誕生し、印旛図書館、本埜図書館が加わり、合計6館による運営が開始されました。

(2) 開館時間など

平成15年(2003年)7月図書館ホームページによる蔵書公開、図書館資料のインターネット予約が開始され、同年10月には大森図書館、小倉台図書館で水曜日の開館時間の延長が開始されました。また、祝休日の開館については、平成20年(2008年)から施行を繰り返し、平成28年(2016年)4月から大森図書館、小倉台図書館で元日を除くすべての祝休日が開館となりました。令和3年(2021年)7月非来館型サービスの電子図書館システムの運用が開始されました。

2. 「図書館を取り巻く状況の変化」

(1) 環境

新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活は大きく変化しました。その他にも、毎年のように起こる豪雨や台風による自然災害、平成23年(2011年)の東日本大震災以降頻発する地震など、感染症や防災に対応した図書館運営が求められています。

(2) 近年の年齢層人口

印西市の年齢層別人口割合推移をみると、年少人口(15歳未満)割合は縮小する傾向にあり、高齢者人口(65歳以上)割合は一貫して拡大しています。また、生産年齢人口(15～64歳)割合は平成17年(2005年)まで拡大していましたが、その後縮小に転じています。その結果、平成27年(2015年)まで、年少人口(15歳未満)割合は14.9%、生産年齢人口(15～64歳)割合は64.3%、高齢者人口(65歳以上)割合は20.4%となっています。

(3) 将来人口

印西市の将来推計人口によると、印西市の人口は令和10年(2028年)の110,100人をピークに、その後、減少に転じると推計されています。

年齢別区分では、高齢者人口(65歳以上)は増加する傾向であり、生産年齢人口(15～64歳)は、令和5年(2023年)が、ピークで、それ以降は減少する傾向であり、年少人口(15歳未満)は、近年、増加傾向にありましたが、令和5年(2023年)をピークに減少していくと推計されています。

なお、住民基本台帳に基づく平成31年度(2019年)の人口は10万人を超えており、将来推計人口の動向は現在の推計から変容することが予想されていますが、長期的には、総人口の減少と高齢者人口の増加という傾向は継続していくものと考えられます。

このようなことから、印西市立図書館では、すべての世代、地域の人々がサービスを受けられる体制を整えるとともに、減少傾向にある年少人口(15歳未満)についても、図書館の利用が図られるよう運営することが求められていると考えます。

3. 「図書館の特性」

何らかのサービスを受けようとする場合には、利用者負担(対価)が求められることや、年齢制限等が設けられていることがあります。しかし、図書館サービスについては、年齢、性別、国籍等に関係なく、サービスを受けることができることや、図書館法により、市立図書館においては、利用料は無料となっていることから、誰でも、利用できるという特性があります。

図書館は、少子高齢化・高度情報化・国際化が進展する社会情勢のなかで、市民に多種多様な

資料を提供する情報センターとして、また、生涯学習を促進する施設としてなくてはならないのと同時に、学んだことを活かし表現する場と位置づけられます。さらに地方分権の進展と共に、自ら地域を良くしていこうとする市民の力が必要であり、行政と協働してまちづくりを進める担い手づくりが重要となります。

4. 「印西市立図書館の特性」

印西市立図書館は、各駅圏に配置され、市民に利用しやすいように住宅街に整備されています。「いつでも、誰でも、歩いて行ける、自転車で行ける」「買い物の途中で、図書館に行ける」「公園に行く途中で、図書館に行ける」ように整備されています。

蔵書についても、各駅圏に図書館が配置されていることで、その地域の居住者層にあった選書を行うことができることから、より、身近な図書館として利用していただくことができると考えています。

次に、主催事業では、1館で開催するより、6館で開催することで、市民が参加しやすいように工夫され、6倍の効果があると考えています。

また、駅圏ごとに図書館が整備されていることにより、地域ごとに図書館を利用する年齢層が異なることから、地域に合わせた図書館資料を提供することができます。

5. 「図書館における指定管理者制度の経緯」

平成15年（2003年）の地方自治法の改正により、図書館を含む「公の施設」の設置目的を効果的に達成するため必要があるときは、条例の定めるところにより、指定管理者に当該施設の管理を行わせることができる、と規定しています。公の施設は、設置者自らが管理運営することを原則としていますが、その設置目的を効果的に達成するために必要と認めるときに限って指定した団体・企業に管理を委ねることができます。

指定管理者制度の目的は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図るとされていました。

印西市においては、地方自治法の改正を受け、平成17年（2005年）に「公の施設の指定管理者制度に関する指針」が策定され、コミュニティーセンター、青年館、学童クラブなどの施

設が指定管理者制度を導入していききました。

印西市図書館協議会では、市の「公の施設の指定管理者制度に関する指針」を受け、平成17・18年度に議題に上がり、協議した結果、「図書館として、指定管理者制度の導入はそぐわない」という結論をだしました。

教育委員会生涯学習課では、平成19年（2007年）に入り、公民館・図書館・文化ホールそれぞれで指定管理者制度の導入の方向性について、他市の状況等を含め調査研究を行い。平成20年（2008年）3月に「公民館及び図書館・文化ホールの指定管理者制度について（報告）」という報告書がまとめられ、その中では、「図書館においては、指定管理者制度を導入しないが他市の状況等を参考に引き続き調査・研究していきたい」と報告されています。

平成22年（2010年）に総務省から、指定管理者制度は、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところだが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、次の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう助言がありました。①「指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねられる制度になっていること。」②「指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。」

このような助言から、経費節減のみに着目するのではなく、制度の導入をするのであれば、その施設の設置の目的の適切な達成を図ることを自治体に求め、経費節減のみが目的にならないよう留意することを求めています。

印西市では、将来にわたって市民サービスを維持していくため、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として、平成29年（2017年）3月に「印西市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という）を策定し、その内容としては、計画期間の平成29年度から平成62年度までの34年間で、現在保有する全ての公共施設の更新を続けた場合、毎年約7億円不足し、その削減方法として、「指定管理者制度の導入」が計画されました。

また、平成31年（2019年）2月には、「印西市公共施設適正配置実施方針」（以下、「適

正配置実施方針」(以下、「適正配置実施方針」という。)を策定し、施設類似型別の今後の方向性や令和12年度(2030年度)までに検討する各施設の方策を示しました。

印西市公共施設適正配置アクションプラン(以下、「アクションプラン」という)は、適正配置実施方針で示した施設分類の今後の方向性を踏まえ、各施設における集約化や複合化などの方策を具体的に推進していくための実施計画として策定されました。

その中で、策定内容と実施時期ということで、大森図書館、小倉台図書館については、2023年度から2026年度までに指定管理者制度の導入と計画されています。

公共施設の更新を続けた場合、毎年約7億円不足し、その削減方法として、指定管理者制度の導入が計画されましたが、図書館では、利用料が無料であることや、直営から民間に運営が移った場合、消費税が課税され、更に利益を確保する必要があります。このことから、図書館における指定管理では、資料費や人件費から消費税や利益を捻出されることが多く、財源不足の対策につながるとは考えにくい施設です。

6. 「指定管理者制度のメリット」

(1) 利用時間の延長

印西市立図書館の開館時間については、午前9時から午後5時、大森・小倉台図書館のみ、毎週水曜日午後7時まで開館しています。

利用者アンケートにおいて、「開館・閉館時間について」の満足度調査の結果を見ると、全館で普通(35.4%)、満足(27.9%)、やや満足(13.2%)、やや不満(8.4%)、不満(2.4%)という結果から、満足・やや満足合わせて、41.1%、普通35.4%、やや不満・不満合わせて、10.8%ということから、開館時間については、概ね現在の開館時間で満足していると考えられます。(出典:印西市立図書館利用者アンケート結果報告令和4年6月)

(2) 開館日数の増加

印西市立図書館の休館日は、毎週月曜日。祝休日については、小林・そうふけ・印旛・本埜図書館が休館、大森・小倉台図書館については開館しています。

利用者アンケートにおいて、「開館日数について」の満足度調査の結果を見ると、全館で普通(35.4%)、満足(32.0%)、やや満足(13.6%)、やや不満(4.5%)、不満(1.9%)という結果から、満足・やや満足合わせて、45.6%、普通35.4%、やや不満・不

満合わせて、6.6%ということから、開館日数については、概ね現在の開館日数で満足していると考えられます。(出典：印西市立図書館利用者アンケート結果報告令和4年6月)

(3) 接客態度の向上

利用者アンケートにおいて、「職員の対応について(接客態度)」の満足度調査の結果を見ると、全館で満足(47.5%)、やや満足(20.3%)、普通(19.2%)、やや不満(0.9%)、不満(0.9%)という結果から、満足・やや満足合わせて、67.8%、普通19.2%、やや不満・不満合わせて、1.8%ということから、職員の対応については、概ね満足していると考えられます。(出典：印西市立図書館利用者アンケート結果報告令和4年6月)

(4) 民間企業のコスト感覚の導入、経費(人件費)削減

直営から指定管理者制度の導入時に見られることですが、窓口スタッフが直営から指定管理者に再雇用されることがあります。そこで、経費節減ということで賃金を直営時より下げた賃金で再雇用されます。しかし、市への指定管理者の計画書では、直営以上の賃金が計画され、その計画により市からの委託費が支払われています。働く個人として同じ仕事をして、それが認められない賃金体制では、仕事への士気が高まることはありません。

(5) 利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を獲得しようとする民間経営の発想ができる

利用者を獲得し、満足度を上げるために、図書館内に喫茶店や売り本の配置という事例がありました。こちらについては、図書館という施設の大きさは限られていることから、一部の蔵書が図書館内から消えているということになり、その多くは、あまり利用の無い、地域の歴史や文化といった資料が図書館から消えている事例がありました。地域の歴史や文化に関する資料を収集・提供し、保存することが図書館の役割と考えます。

また、人気のある本を多く取り揃え、利用者の満足度を上げるといった取り組みも見受けられ、人気の無い本は排除されるといった選書が行われている事例がありました。この偏った選書については、利用者のニーズは多岐にわたることからも利用者の知る権利に反していると考えられます。

指定管理者制度のメリットとして、「利用時間の延長」「開館日数の増加」「接客態度の向上」「民間企業のコスト感覚の導入、経費(人件費)の削減」「利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を獲得しようとする民間経営の発想ができる」などがあげられますが、利用者の満足度をあげるという短期的な数値目的にとらわれ、「下げられた賃金体制による雇用」「偏った選書」等

が行われ、図書館サービスの低下につながる恐れがあります。

7. 「指定管理者制度のデメリット」

(1) 公益性の確保が難しい

図書館は、図書館法第17条で「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」とあり、利用料金がありません。そのため、利用者が増え、貸出冊数が増えても収益は増えません。むしろ、仕事量が増し人件費が増すと考えられます。企業にとっては、社会貢献ということも行なわれても、利益につながりにくい施設です。

利益を上げるためには、経費削減が行われ、サービスの低下につながりかねません。削減を行いやすい経費としては、人件費ではありますが、図書館サービスは人に左右されます。専門性を有する図書館スタッフを確保し育成することは、時間も費用もかかるため、公益性を追求する図書館には不向きかと考えられます。

(2) 専門性の継続及びサービスの低下

指定管理者制度では、数年で指定管理者が代わることがあるため、利用者の多様で幅広い読書要求に応えられる経験の蓄積ができにくいと考えられます。また、地域に係る文化や歴史などや、地域の特性の把握が難しいことから、所蔵資料と未所蔵資料を適切に把握し提供することが困難と考えることから、図書館サービスの低下につながる恐れがあると考えられます。

(3) 適切な選書が難しい

指定管理者制度では、利用者を獲得し、満足度を上げるため、短期的な数字を目的に利用者や貸出冊数を増やすことだけに気がとられ、人気の資料をそろえるようになり、適切な選書が行われないことが考えられます。

指定管理者制度のデメリットとして、「公益性の確保が難しい」「専門性の継続及びサービスの低下」「適切な選書が難しい」などがあげられますが、図書館サービスは人に左右され、専門性の継続が必要とされることから、公益性を追求する図書館には不向きな制度かと考えます。

8. 「図書館における指定管理者制度の状況」

「市区町村図書館の指定管理者導入状況」

自治体数	特別区	政令市	市	町村	合計
2020年度まで導入	16	10	181	61	268
導入率	69.6%	50.0%	23.7%	11.3%	19.9%

図書館数	特別区	政令市	市	町村	合計
2020年度まで導入	130	62	369	68	629
①民間企業	123	49	303	34	509
②NPO	0	2	23	12	37
③公社財団	0	11	28	19	58
④その他	7	0	15	3	25
導入率	57.3%	21.8%	17.6%	10.8%	19.4%

導入した館の指定管理者の性格（％）

①民間企業 80.9％ ②NPO 5.9％ ③公社財団 9.2％ ④その他 4.0％

（出典：図書館における指定管理者制度の導入調査について 2021（報告））

「指定管理を導入し、その後、直営に変更した図書館」

県名	図書館名
茨城県	守谷中央図書館
栃木県	那須塩原市図書館
新潟県	南魚沼市図書館、十日町図書館
長野県	飯島町図書館
愛知県	新城図書館
兵庫県	稲美町立図書館
島根県	出雲市立大杜図書館、出雲市立平田図書館、安来市図書館
徳島県	三好市井川図書館
香川県	善通寺市立図書館
高知県	佐川町立図書館
山口県	下関市立中央図書館
福岡県	小群市立図書館

佐賀県	佐賀市立図書館東与賀館
熊本県	菊水市泗水図書館
鹿児島県	西之表市立図書館、いちき串木野市立図書館、いちき串木野市立図書館市来分館

主な理由①市町村合併による一括運営のため

②経費面でのメリットがなくなったため

③教育施設にはなじまないと考えたため

「指定管理者導入で問題の発生した事例」

- ・館長をはじめ数人の職員が同時に退職。
- ・不適切な選書が行われる。
- ・サービス改善に取り組んだ館長が解雇され訴訟へ。
- ・直営時に行われていたサービスが「仕様書にない」ことを理由に中止。

「多賀城市立図書館と白河市立図書館の実績（令和2年度）」

	運営	人口 (千人)	図書館費 (千円)	市・正 規職員	資料費 (千円)	1人当り の資料費	雑誌 (タイトル)	1人当り の貸出数
多賀城市	指定管理	62	308,205	0人	17,179	277.1円	44	10.0点
白河市	直営	61	292,518	9人	37,465	614.2円	279	10.7点

参考：多賀城市立図書館の管理運営に関する年度協定より

令和2年度指定管理料 278,087,000円（内消費税及び地方消費税 25,280,636円）

貸出点数：コロナの影響を避けるため令和元年度実績

（出典：多賀城市立図書館と白河市立図書館を比較する。図友連ML）

全国的に図書館での指定管理者制度の導入率は、約19%と低く、指定管理者制度を導入し、その後、直営に変更した図書館があることは、制度的に図書館には不向きな制度かと考えます。

また、指定管理料には、消費税が課せられ、利用料の無い図書館では、資料費や人件費などから捻出されているかと考えられ、資料費が低く抑えられることは、図書館サービスの向上にはつながらないと考えます。

9. 「図書館資料の充実について」

(1) 資料購入費の充実

過去5年間の資料購入費の推移をみると、新聞・雑誌・マイクロフィルムについては、ほぼ横ばいに推移、視聴覚資料については、横ばいもしくは減少傾向に推移、図書資料については、減少傾向であり、平成29年度と令和3年度を比較すると約4,400,000円、約3,800冊減少しています。そのため、新しい蔵書は少なく、利用者の減少の原因の一つになっていると考えます。また、利用者アンケートでも、今後充実する必要があるサービスとして、「蔵書の充実」が54.6%の要望がありました。

「決算額比較」

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
新聞	2,918,683円 (30紙)	2,969,079円 (30紙)	3,053,789円 (30紙)	2,871,703円 (30紙)	2,882,018円 (30紙)
雑誌	2,281,821円 (188タイトル)	2,375,383円 (188タイトル)	2,415,241円 (196タイトル)	2,410,030円 (217タイトル)	2,403,545円 (214タイトル)
図書	19,429,208円 (12,847冊)	19,416,182円 (12,391冊)	19,111,238円 (11,257冊)	16,973,893円 (10,154冊)	15,048,960円 (9,007冊)
視聴覚 資料	547,314円 (119点)	507,058円 (117点)	481,080円 (97点)	567,661円 (106点)	356,969円 (93点)
マイクロフ ィルム	560,520円 (46巻)	560,520円 (46巻)	560,520円 (46巻)	570,900円 (46巻)	625,900円 (46巻)
合計	25,737,546円	25,828,222円	25,621,868円	23,394,187円	21,317,392円
人口	99,133人	101,406人	103,794人	106,080人	108,141人
一人当たり の図書資料 購入費	195.9円/人	191.4円/人	184.1円/人	160.0円/人	139.1円/人

(出典：印西市立図書館年報)

市内の人口は年々増加傾向にあり、令和4年度では人口が11万人を超えています。一人当たりの図書資料購入費を比較しても、減少傾向にあるため、図書館サービスの充実の為には、利用者の多様な資料要求に応えるため、図書資料費の安定確保が必要と考えます。

(2) 歴史的資料の収集

市の郷土資料や行政資料等の歴史的資料については、図書館で収集・整理・提供・保存することが、図書館の大きな役割であり、市の財産として大切なものになります。これらの資料は、資料に精通した職員により、収集・整理・保存し、レファレンスができるようにし、講座やホームページ等で公開し、より活用されるようにしていくことが大切と考えます。

(3) 館別資料の充実

利用者アンケートの結果から館別の「今後、充実する必要がある図書資料ランキング」をみると、児童書（読物・絵本）が印旛・本埜・そうふけで上位にありました。一方、大森・小林・小倉台などでは、文芸書、実用書、専門書が上位にあるという結果になりました。

館別の「今後、充実する必要がある図書資料ランキング」（雑誌、新聞、視聴覚資料等は除く）

	1位	2位	3位	4位	5位
大森	文芸書	実用書	専門書	児童書（読物・絵本）	入門書
小林	専門書	実用書	文芸書	児童書（読物・絵本）、洋書	
そうふけ	文芸書	児童書（読物・絵本）、実用書		専門書	児童書（調べ物）
小倉台	実用書	専門書	文芸書	児童書（読物・絵本）	児童書（調べ物）
印旛	児童書（読物・絵本）	文芸書	児童書（調べ物）	専門書	実用書
本埜	児童書（読物・絵本）	実用書	専門書、文芸書		児童書（調べ物）

（出典：印西市立図書館利用者アンケート結果報告令和4年6月）

この結果からも、居住者層や利用者層の違いがあり、地域に根差した6館体制をとる図書館では、地域の情報収集を行い、居住者層に合わせた選書を行う必要があると考えます。

(4) 児童書の充実

本を読むことは、豊かな感性、創造力、表現力をうみだし、未来を担う子どもたちの糧となり

ます。読書により、考える力や自己理解力を高め、自らの考えを伝えられるコミュニケーション能力も高まり、また読書習慣を身につけることで、国語力を向上させ、より豊かに生きる力、楽しみの基になるものと考えます。

子どもたちが本と出会うきっかけづくりは、幼少期の絵本を始め、保護者によって作られることから、子どもの成長に合わせた読書環境を整えていくことが大切です。

(5) 電子書籍などの充実

令和3年(2021年)7月から非来館型サービスの電子図書館システムの運用が開始されていますが、市民の図書館サービスに対する要望が多様化し、増大している状況です。

社会のあらゆる分野において情報化が進んでいることから、図書館においても紙媒体の資料に加え、電子資料の収集・提供にも務める必要があり、あらゆる世代に対応した資料収集と提供に努める必要があります。

(6) その他の充実

雑誌や新聞などの定期刊行物の資料費は、横ばい傾向にありますが、利用者アンケートでは、雑誌の充実も求められているところであり、また、多様な利用形態による、電子書籍の充実も併せて進める必要があります。

以上のようなことから、図書館資料費の安定した確保は、市民生活の向上に貢献する様々な情報提供と学習支援のために、何より優先されなければならないと考えます。

10. 「レファレンスサービスの充実について」

「情報を求めてくる利用者に対して図書館職員が図書館の資料と機能を活かして必要としている資料の検索方法を教えたり、回答を提供したりする人的援助、資料の利用者に対する直接図書館業務である。」(図書館学基礎資料第9版)

図書館法では、第三条に「図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のため相談に応ずるようにすること」とあります。

「知りたい」「調べたい」「学びたい」といった、資料や情報を求める利用者に対し、多くの蔵書の中から「内容にあった資料や情報の提供」を行うレファレンスサービスの強化は、多様化する利用者ニーズの中で、利用者の求める情報を提供できるようにする必要があります。

(1) 図書 の 充 実

地域に合わせた選書や、郷土資料や行政資料等の歴史的資料の収集・整理・提供・保存することが重要であり、市の財産として大切なものになります。地域のことに詳しく、関心のある職員が収集することにより充実した資料が提供できると考えます。

(2) 職 員

レファレンスサービスの基本は人的援助であることから、図書館職員（能力）が大変重要になります。

○利用者との対話から、相手の求める内容を理解し、情報を提供できる職員

○図書館職員としての経験の積み重ねられた能力のある職員

(3) 研 修

レファレンスサービスは子どもの自由研究の手助け、新ビジネス起業のための情報提供、地域の歴史など、幅が広く、専門性も求められることから、レファレンス向上のために研修が必要となります。図書館運営では、司書資格を持つ職員が継続的に図書館に係ることで、窓口や市民との対話をとおし、「市民の要望」や「時代や地域の変化」に合わせた柔軟な対応が必要となります。

利用者の様々な調査研究のサポートを行うレファレンスサービスは、子どもから大人までの幅広い年代の利用者に対して情報提供を行うためには、様々な分野の知識、地域の文化や情報にも精通している必要があることから、図書館サービス向上のためには、司書資格取得者等の専門職の確保や配置が必要です。

11. 「子どもの読書活動に対するサービス」

子どもを取り巻く環境は様々です。「幼児期に出会う絵本から、人と人のかかわりを大切にし、他人を思いやることや様々な価値観を尊重し、人間らしさ、自分らしさを理解するところが育まれていきます」図書館は子どもの読書活動に対し大切な役目を持っています。

(1) 資 料（児童書）の充 実

子どもの読みたい、知りたいという欲求に応えるためにも資料の充実は欠かせません。利用者アンケートにもあるように、どの館でも「今後、充実する必要がある図書資料」の上位にあります。

(2) 本に親しむ機会の提供

図書館において、子どもを対象とした「おはなし会」や「図書館探検隊」等の事業を多く行っていますが、参加者が減少している館もあります。ホームページや広報、館内のポスターなどで周知を行っていますが、伝わりにくいのか、児童サービスの周知の工夫が必要です。

(3) 連携

印西市子ども読書活動推進計画には、様々な取組の記載があります。この取り組みについては各部署が連携し推進しているものと考えます。また、子どもへの読書を推進する現場である学校の学校図書館担当教諭や学校司書との情報交換や連携が大切と考えます。

子どもの読書活動は、ことばを学び、感性を磨き、表現力・想像力を高め、主体的に生きていくために、すべての子どもが読書に親しみながら成長する必要がある、「子どもの読書活動を深める機会の提供・充実」、「子どもの読書活動をみんなで支える読書環境の整備・充実」、「子どもの読書活動に関する情報の普及・啓発」を進めていくには、図書館が推進していく必要があると考えます。

12. 「多様な利用者へのサービス」

図書館サービスについては、年齢、性別、国籍等に関係なく、誰でもサービスを受けることができます。令和3年(2021年)7月から非来館型サービスの電子図書館システムの運用が開始されていますが、多様な利用者へ、読書の楽しみを広げるためには、サービス提供の工夫が必要です。

13. 「情報提供及び利用促進」

広く市民に図書館サービスの情報を提供するため、ホームページ、広報誌及び図書館だよりな

どを利用し、市民に分かりやすく、役立つ情報の提供に取り組んでいます。図書館の役割が理解され、より多くの市民の期待に応えられるよう、情報発信に工夫が必要です。

14. 「職員体制について」

○司書（有資格職員）の人員配置

《これまでの課題》

令和3年度に図書館司書1名が退職し、司書採用職員は現在5名であり、年代的には50歳代となっています。

図書館6館中、本笠図書館及び印旛図書館には、司書資格を有する正職員も配属されていません。

また、大森図書館においては、司書資格者2名と任期付職員1名の3名体制で本館業務を担っています。

図書館サービス向上のために、司書の役割が非常に重要なことから、司書資格を持つ任期付職員や会計年度職員の採用で対応しているところです。

《新たな課題》

図書館運営では、司書資格を持つ職員が継続的に図書館に係ることで、窓口や市民との対話をおし、「市民の要望」や「時代や地域の変化」に合わせた柔軟な対応が必要です。

潜在的にもあった課題ですが、司書資格を有する職員採用が無かったことにより、有資格正規職員が不足し、有資格正規職員が配置されていない館があります。

「令和5年度職員数（令和5年4月1日）」

	正職員	正職員 内司書	再任用	再任用 内司書	任期付	任期付 内司書	会計年度	会計年度内 司書	総職員数	総職員数内 司書
大森	5	2	1	0	1	1	10	4	17	7
小林	2	1	0	0	1	1	3	1	6	3
そうふけ	2	1	0	0	2	2	8	3	12	6
小倉台	5	3	1	0	2	2	16	4	24	9

本塾	2	0	0	0	1	1	4	2	7	3
印旛	2	0	0	0	2	2	3	1	7	3
合計	18	7	2	0	9	9	44	15	73	31

子どもから大人までの幅広い年代の利用者に対して情報提供を行うためには、様々な分野の知識や、地域の文化や情報にも精通している必要があることや、司書資格を持つ職員が継続的に図書館に係ることで、窓口や市民との対話をとおり、「市民の要望」や「時代や地域の変化」にあわせた柔軟な対応が必要です。そのことから、図書館サービスの充実のためには、司書資格を有する専門職の確保や配置が必要と考えます。

また、図書館奉仕の事業充実のためには、図書館の管理運営に必要な知識及び経験を持つとともに、司書資格を有する図書館長の配置が望ましいと考えます。

15. 「書庫スペースの確保」

《これまでの課題》

図書館資料を保管する書庫スペースには、限りがあり、余裕があるという状況ではありません。

図書館には、印西市に関する出版物や新聞記事など、地域に関する資料の収集・整理・提供・保存することが求められています。

その対応として、図書館資料の適切な除籍を行い、保管する書庫スペースの確保に努めています。

《新たな課題》

図書館資料の適切な除籍を行い、保管する書庫スペースの確保に努めてきましたが、図書館の保管スペースには限りがあることや、年々、保管する必要のある資料が増えてくると考えられることから、外部に保管場所を借りることや、利用のない公共施設などを利用するなど、検討を行う必要があります。

16. 「図書館の配置」

《新たな課題》

地区別人口の推移

(単位：人)

年	木下 地区	大森 地区	永治 地区	中央駅 地区	牧の原 地区	船穂 地区	小林 地区	印旛 地区	NT印 旛地区	本埜 地区	NT本 埜地区	計
H25	6,940	5,613	1,540	33,563	10,675	4,150	7,598	8,716	4,742	3,781	5,171	92,489
H26	6,885	5,598	1,515	33,581	11,192	4,305	7,564	8,601	4,883	3,758	5,203	93,085
H27	6,786	5,513	1,485	33,674	11,675	4,534	7,542	8,543	4,910	3,697	5,135	93,494
H28	6,695	5,451	1,462	34,724	12,570	4,736	7,565	8,403	4,883	3,600	5,096	95,185
H29	6,605	5,423	1,439	35,969	13,564	4,975	7,546	8,258	4,933	3,529	5,080	97,321
H30	6,577	5,419	1,414	36,505	14,839	5,241	7,558	8,101	5,036	3,459	4,984	99,133
H31	6,548	5,378	1,396	37,005	16,581	5,414	7,522	7,997	5,088	3,515	4,962	101,406
R2	6,555	5,352	1,371	37,114	18,707	5,735	7,456	7,851	5,164	3,436	5,053	103,794
R3	6,462	5,260	1,347	37,707	20,266	6,242	7,453	7,691	5,168	3,321	5,163	106,080
R4	6,438	5,384	1,329	37,407	21,629	7,241	7,632	7,462	5,178	3,310	5,131	108,141

(出典：データいんざい2022)

図書館は、各駅圏に配置され6館が連携する体制で運営を行っているところですが、現在策定中の印西市公共施設整備基本方針では、適正に図書館サービスを提供できるよう、施設の統廃合、集約化、複合化を含めた新規施設の整備を検討する必要があると示されております。

また、印西市の将来推計人口によると、印西市の人口は令和10年(2028年)の110,100人をピークに、その後、減少に転じると推計されていますが、その時期が推計より早く、令和5年1月に人口11万人を超え、印西牧の原駅圏周辺で人口が顕著に増えました。

図書館利用者アンケートの地区別利用状況をみると、中央駅南地区と牧の原地区が、28%を超え、次いで中央駅北地区が、13.1%となっていることから、図書館の配置について検討していくべきと考えます。

17. 「図書館ボランティアとの連携」

図書館ボランティアについては、おはなし会や各種事業など、様々な形で図書館事業や、地域

の読書活動を支えています。この活動には歴史があり、中央公民館図書室のころまでさかのぼることができるそうです。現在まで築き上げられてきた図書館と図書館ボランティアとの連携・信頼関係は簡単に築き上げられるものではありません。仮に、図書館の運営主体が変わった場合、その信頼関係が保たれるか危惧されます。

18. 「運営主体について」

運営主体について、指定管理者、部分委託、直営と分け検討を行いました。

(1) 指定管理者制度について

指定管理者制度につきましては、そのメリット、デメリット、指定管理から直営に戻した事例、成功事例などの資料に基づき検討を行いました。

図書館は利用料が無料であることから、施設や資料等から利益を生み出すことは難しく、人件費の抑制による利益を生み出すという構造になることが多くあります。その他にも利益を生み出すための不適切な選書になることが挙げられます。

総務省からの助言では、指定管理者制度は「経費節減のみに着目するのではなく、制度の導入をするのであれば、その施設の設置の目的の適切な達成を図ることを自治体に求め、経費節減のみが目的にならないよう留意すること」とありますが、「印西市公共施設等総合管理計画」では経費削減の方法として「指定管理者制度の導入」が計画されていることについて、不可解な感覚があります。

指定管理者制度につきましては、他の施設には有効な方法かもしれませんが、利用者の「知りたい」「学びたい」という公平性の観点からも、図書館には「そぐわない制度」と考えますので、「印西市公共施設適正配置アクションプラン」の見直しをお願いします。

(2) 窓口の業務委託方式（部分委託）について

窓口業務の委託方式を導入している図書館は、主に人件費の削減を目的に、貸出・返却業務、レファレンス業務を委託しています。現在の市の窓口スタッフは、図書館で直接雇用し会計年度任用職員として、図書館職員の基で業務にあたっています。仮に窓口を委託したとしても、経費の費目が人件費から委託費に変わるだけ、企業の管理費や消費税が加わるなどで、費用対効果の面からも、大きな成果を得ることは難しいと考えます。

(3) 直営方式について

現在、直営方式で運営がされていますが、「職員体制について」の検討からも、「司書資格を有する職員採用が無かったことによる、司書資格を有する正規職員の不足」が指摘されていることや、「図書館の配置」の検討からも、人口の増加による図書館の配置の検討による司書資格を有する職員の不足が懸念されるところです。このことから、公平性のある継続的な図書館サービスを行うためには、司書資格を有する職員を採用し、図書館の体制強化を図りながら直営で運営していくべきと考えます。

結びに、「図書館とは何か」「図書館サービスとは何か」など基本を踏まえ「市の目指す図書館像を明確にし」印西市立図書館の基本方針である「地域に根差した市民文化の創造や、地域の情報拠点として市民生活に役立つ施設」となるよう心から願い、答申いたします。